

生駒市規則第 39 号

技能職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 12 月 25 日

生駒市長 山下 真

技能職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

技能職員の給与等に関する規則（昭和 41 年 12 月生駒市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「平成 25 年 3 月 31 日」を「平成 27 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。